

第三次・担い手3法の12月施行の内容について

令和7年12月、第三次・担い手3法が全面施行されることから
建設工事の請負契約の価格交渉・契約締結について
新たなルールが適用されることになりました。

新ルールの導入

- ▶ 建設業者に対し、労働者の**適正な処遇確保を努力義務化** (第25条の27)
 - ▶ 中央建設業審議会が「**工期に関する基準**」に加え「**労務費に関する基準**」を作成・勧告し、**適正な労務費を提示** (第34条第2項)
 - ▶ 適正な労務費等に比べ**著しく低い労務費等**※1による**見積りや見積り変更依頼を禁止** (第20条第2項、第6項)
 - ▶ 総価として**原価に満たない金額**による契約締結を**受注者にも禁止** (第19条の3第2項)
 - ▶ **著しく短い工期**による契約締結を**受注者にも禁止** (第19条の5第2項)
- 違反した建設業者は**指導・監督**/発注者※2は**勧告・公表**の対象 (第41条第1項等、第19条の6)

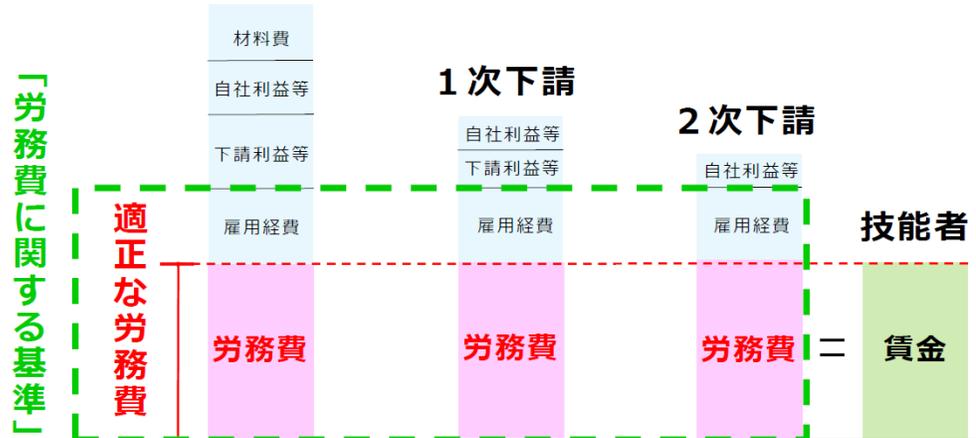
※1 材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済制度の掛金

※2 適正な労務費を含む通常必要と認められる原価に満たない金額による契約締結による勧告の対象になり得るのは公共発注者のみ

労務費に関する基準 (令和7年12月2日 中央建設業審議会決定)

発注者・元請

全ての契約段階で適正な労務費を確保！



発注者のみなさまへのお願い

- ✓ 工事の規模等に応じて**十分な見積り期間**を設けるとともに、受注者から提出された**見積書を考慮・尊重**してください
- ✓ 提出された見積書に対し、**労務費等**※が著しく低くなるような**見積り変更依頼はしない**でください
これに違反して契約締結した場合は、**勧告・公表の対象**となる可能性があります
※ 材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済制度の掛金
- ✓ 従前に引き続き、取引上の地位を不当に利用し、総価として通常必要と認められる**原価に満たない金額による契約締結はしない**でください
- ✓ 技能者を雇用する建設業者は、**労務費だけでなく雇用に伴う経費も確保**する必要があることに留意してください

詳細はホームページ等をご確認ください。

第三次・担い手3法ポータルサイト <https://ninaite-sanpo.mlit.go.jp>

労務費に関する基準ポータルサイト <https://roumuhi.mlit.go.jp>

各団体構成員の皆様に制度の周知をお願いします。